

企業規模101人以上300人以下の事業主のみなさまへ

# 個別相談会実施のお知らせ

平成23年4月1日から、企業規模が101人以上300人以下の事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、労働局まで届け出ていただく必要があります。

○既に行動計画はできている企業の方

→[届出様式](#)により、速やかに京都労働局に届け出ましょう。

※平成23年4月30日までに限り、FAXでも受け付けています。

(代表者印を押印してお送りください) FAX 075-241-0493

平成23年4月1日以降策定した場合は、行動計画の公表・周知が必要となります。

○これから行動計画を作りたい企業の方

→以下のサイトをご利用ください。

<参考資料を見たい>

厚生労働省ホームページ内 「一般事業主行動計画について」

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl\\_01](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01)

<行動計画とはどのようなものか、モデルを見たい>

厚生労働省ホームページ内「モデル行動計画」

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/plan\\_all.doc](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/plan_all.doc)

<他社の行動計画自体を見たい>

21世紀職業財団運営 「両立支援のひろば」

<http://www.ryouritsushien.jp/index.php>



○直接自社の状況をふまえて、相談しながら行動計画を作りたい企業の方

→**京都労働局雇用均等室の個別相談会**をご利用ください!!

日時 平成23年2月1日～3月31日(土日祝は除きます。)

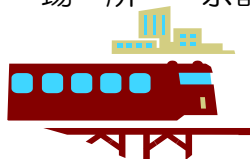
午前9:00～午後15:30

(平成23年2月18日、22日、25日の午後は除きます。)

※1企業30分程度でお願いします。

※まずはお電話でご予約ください。日程調整いたします。

場所 京都労働局雇用均等室



京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

京都労働局5階奥

(地下鉄烏丸御池駅 2番出口すぐ)



公共交通機関でお越しください。

<個別相談会の申し込み・問い合わせ先>

京都労働局雇用均等室 TEL 075(241)0504

「一般事業主行動計画策定のこと」でご連絡ください。